

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を
改正する法律の施行に伴う精神科病院の管理者による
地域援助事業者の紹介について

計3枚（本紙を除く）

Vol.373

平成26年4月30日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

〔貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3971、3937、3949)

FAX：03-3503-7894

老高発0430第1号
老振発0430第1号
老老発0430第1号
平成26年4月30日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

振興課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う精神科病院の管理者による地域援助事業者の紹介について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）が一部を除き平成26年4月1日から施行されたことに伴い、精神障害者であって地域で生活可能な者が退院し、地域社会の一員として安心して生活することができるようにするため、精神科病院の管理者に対し、地域援助事業者の紹介に係る努力義務が課されることとなります。当該地域援助事業者の概要等は下記1のとおりであり、下記2の者が規定されており、その業務の内容は下記3のとおりです。

つきましては、本件御了知のうえ、精神保健担当部局と連携の上、精神科病院の管理者に対する一層の協力が得られますよう、貴管下市町村並びに関係機関及び関係団体に対する周知をよろしくお願ひいたします。なお、「精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会」において、長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の在り方について、検討が行われていますので、その内容も適宜参照いただくようお願いいたします。

記

1 地域援助事業者の概要等

精神障害者が、退院後に地域社会の一員として安心して生活することができるようになるため、精神科病院入院中のできるだけ早い段階から地域の相談支援専門員

や介護支援専門員等と連携することが重要です。そこで、相談支援専門員や介護支援専門員のいる事業者等を「地域援助事業者」として規定し、精神障害者が、退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、精神障害者が円滑に地域生活に移行することができるよう、医療保護入院者（※）に対する地域援助事業者の紹介が精神科病院の管理者の努力義務とされました。

この他、精神科病院の管理者に対して、退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置や退院促進のための体制整備が義務付けられており、これらを通じて地域生活の移行の推進が図られることになります。

※ 入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にないものについて、精神保健指定医（精神保健福祉法に基づき厚生労働大臣が指定した精神科医）と家族等のうちいずれかの者の同意により行う入院

2 地域援助事業者として定める者

精神科病院の管理者が紹介する地域援助事業者としては以下の者が規定されています（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 4 号）による改正後の精神保健及び精神障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）第 15 条の 5）。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 16 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
- ・ 介護保険法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者（介護支援専門員（同法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）
- ・ 介護保険法第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- ・ 介護保険法第 8 条第 20 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者
- ・ 介護保険法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者
- ・ 介護保険法第 8 条第 22 項に規定する複合型サービスを行う者
- ・ 介護保険法第 8 条第 23 項に規定する居宅介護支援事業を行う者
- ・ 介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護福祉施設サービスを行う者
- ・ 介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護保健施設サービスを行う者
- ・ 介護保険法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者
- ・ 介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者

- ・ 介護保険法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- ・ 介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- ・ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスを行う者

3 地域援助事業者に期待されること

地域援助事業者に期待されることは以下のとおりです（医療保護入院者の退院促進に関する措置について（平成26年1月24日障発0124第2号障害保健福祉部長通知第3の4）も参照のこと。）。

- (1) 地域援助事業者は、医療保護入院者が障害福祉サービスや介護サービスを退院後円滑に利用できるよう、当該地域援助事業者の行う居宅介護支援等の事業やこれらの事業の利用に向けた相談援助を行うこと。
- (2) 医療保護入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連携に努め、連絡調整を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る医療保護入院者退院支援委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有に努めること。

以上